

私たちの共済年金

平成25年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率(組合員負担)は

8.285%になります。

国家公務員共済組合の年金の保険料率は、掛金率(組合員負担)と負担金率(事業主負担)とで2分の1ずつの負担となっています。

この保険料率については、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算によって決まりますが、今回の保険料率の引上げは、平成21年の財政再計算時に決められたものです。

(単位:%)

	現 行	25年9月～
掛 金 率	8.108	8.285
負 担 金 率	8.108	8.285
保 険 料 率	16.216	16.570

※なお、来年は5年に一度の財政再計算を行う年となっており、今後、財政再計算に関する情報を、リーフレット等でお知らせしていきたいと考えております。

<http://www.kkr.or.jp/>

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎03-3222-1841(代表)

年金制度改革の動向について

被用者年金制度の一元化について

平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に基づいて国会に提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成24年8月22日に公布されました。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の概要

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

施行日:平成27年10月1日(ただし、(6)は公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日)

年金払い退職給付の創設について

被用者年金一元化法の成立を受けて国会に提出された「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成24年11月26日に公布され、公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金として年金払い退職給付制度が創設されることになりました。(平成24年法律第96号。平成27年10月1日施行)

その他の年金制度の改正について

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月22日公布。平成24年法律第62号)の概要(抜粋)

- (1) 年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。(平成27年10月1日施行)
- (2) 産休期間中の保険料免除を行う。(平成26年4月1日施行)

このリーフレットに掲載した情報や、最新の社会保障情報について、詳細にお知りになりたい方は当会ホームページのリンクからアクセスできます。

KKRホームページ
<http://www.kkr.or.jp/>

また、ホームページでは、共済組合員の皆様に役立つ情報や、毎月発行している広報紙KKRを掲載しております。ぜひご覧ください。

KKRホームページトップ



年金制度改革はこちら▼

年金制度改革



◆広報紙KKRはこちら



◆年金制度改革の動向について